

飯塚市地理情報システム構築業務委託 及び運用保守業務仕様書

**福岡県飯塚市
令和7年4月**

飯塚市地理情報システム構築業務委託及び運用保守業務 仕様書

1 基本事項	3
1.1 業務の名称	3
1.2 調達の背景・目的	3
1.3 システム化範囲	3
1.4 本業務の範囲	3
2 本調達の要件	4
2.1 履行期間	4
2.2 成果物	4
2.3 費用の考え方	5
3 業務要件	6
3.1 本システムの初期構築作業	6
3.1.1 全体計画	6
3.1.2 写真地図データ整備	6
3.1.3 各種主題データ整備・調整	6
3.1.4 システム要件整理及び環境構築	7
3.1.5 ネットワークや端末設定等の利用環境の整備	8
3.1.6 ネットワーク環境	9
3.2 本システムの提供	9
3.2.1 基本要件	9
3.2.2 機能要件	9
3.2.3 非機能要件	9
3.3 運用保守	10
3.3.1 運用保守体制	10
3.3.2 運用保守実施内容	10
4 プロジェクト体制	11
5 会議体運営	12
6 研修	12
7 テスト	12
7.1 サービス提供における取扱い	12
7.2 テスト計画書の作成	13
7.3 テストに係る要件	13
7.3.1 受託者が実施するテスト	13
7.3.2 飯塚市職員が主体となって実施するテスト	13
8 スケジュール	13
8.1 サービス開始日(本システム本稼働日)	13
8.2 作業スケジュール	13
9 その他	14
9.1 更新データの搭載支援	14
9.2 貸与品	14

9.3 機密保護・個人情報保護	15
9.4 不適合責任	15
9.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ	16
9.6 法令等の遵守	16
9.7 著作権に関する留意事項	16
9.8 協議	16
9.9 完了検査	16
9.10 提出書類	17
9.11 成果品の帰属	17
別紙1 システムの全体構成	18
別紙2 写真地図データ整備要件	19
別紙3 移行対象データ一覧	21

1 基本事項

飯塚市地理情報システム構築業務委託及び運用保守業務仕様書(以下「本仕様書」という。)は、福岡県飯塚市が、行政情報(都市計画情報、市道道路台帳等)のインターネット上での公開を目的として、公開型地理情報システム(以下「公開型 GIS」という。)及び公開するデータを作成するため庁内の複数部署で別に管理している地図情報において一元管理を行い、全庁的に共有及びデータの統制を図る統合型地理情報システム(以下「統合型 GIS」という。)のサービスを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

1.1 業務の名称

飯塚市地理情報システム構築業務委託及び運用保守業務(以下「本業務」という。)

1.2 調達の背景・目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する住民ニーズは多様化している。また、今後公務員数の減少が見込まれる中、効率的な行政運営を目指すことが求められている。

行政情報(施設の位置情報や地理情報など)をインターネット上で閲覧可能とすることで、住民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができるため、市民サービスの向上に寄与する。また、問い合わせ対応の減少などによる事務の効率化や、接触機会の減少により感染リスクを低減し、住民の安全と健康を守ることにつながる。

また、行政情報(地理情報)のオンラインでの提供は、平時のみならず防災や、災害発生時においても、各種インフラの被害状況、復旧状況を正確に住民に伝達するうえで効果が期待される。

このことから、飯塚市は、この度「公開型 GIS 及び統合型 GIS」(以下「本システム」という。)を導入し、わかりやすく正確な情報提供による住民や事業者の利便性向上や行政事務効率化につながるよう本調達を実施するものである。

1.3 システム化範囲

公開型GISのシステム化範囲は、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されているGISサービスを通じて、飯塚市が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する環境を提供すること。

統合型GISシステム化範囲は、セキュリティが担保されたオンプレミスで構築を行い、庁内LAN(LGWAN回線)で接続できる環境を提供すること。

本業務で構築する本システムの全体像は別紙1「システムの全体構成」のとおり

1.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)本システムの初期構築作業

- ・全体計画
- ・写真地図データ整備

- ・各種主題データ整備・調整
 - ・システム要件整理及び環境構築
 - ・ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
 - ・システムの初期セットアップ
 - ・テストの実施及び飯塚市職員によるテスト実施への支援
 - ・データ移行
- (2)本システムの提供
 - (3)運用保守
 - (4)プロジェクト体制
 - (5)会議体運営
 - (6)研修

なお、本仕様書に基づく調達のプロセスで明らかとなる作業及び受託者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

2 本調達の要件

2.1 履行期間

- (1)本システムの初期構築作業
契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで
- (2)本システムの提供
本稼働開始日：令和8年3月1日から
なお、運用期間は令和8年3月1日から令和13年3月31日の61箇月とし、システムの運用保守について別途契約を行うものとする。

2.2 成果物

- (1)成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに飯塚市に提出し、確認を受けること。
- (2)成果物としての書類はA4用紙に印刷できる形式とすること。
- (3)成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式及びMicrosoft Office 2010 (Word、ExcelまたはPowerPoint)以降のOpenXML形式とすること。
- (4)成果物として下記資料を各1式提出または納品すること。
 - (ア)プロジェクト計画書及び作業計画書、業務予定表
本資料は、契約締結後、作業着手までに飯塚市に提出し承認を受けること。
 - (イ)設計書(本システムセットアップ内容を記載した資料)
 - (ウ)テスト報告書
 - (エ)研修資料
 - (オ)操作マニュアル
 - ・本システム利用者である職員及びシステム管理者向けそれぞれについて、詳細版及び簡易版を用意すること。
 - ・機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。

- ・公開型 GIS 利用者向け操作マニュアルを用意すること。
- ・テスト開始日までに納品すること。

(カ)毎月1回、以下の項目について、飯塚市に報告すること。

図表1 月次報告項目一覧

項目	内容
SLA	SLA 遵守状況
障害報告	障害対応実績
その他	(以下、必要に応じて) 上記以外の一時的業務遂行についての報告 更なるシステム品質向上に向けた提案など

(キ)統合型GIS

サーバ、バックアップ装置、無停電電源装置、住宅地図データ、その他必要なソフトウェア

(ク)航空写真

製品仕様書、撮影標定図、撮影記録簿及び精度管理表、同時調整成果表、外部標定要素成果表、標定点測量簿及び明細表、メタデータ(JMP2.0 準拠)、品質評価表及び品質評価結果報告書

(ケ)写真地図

製品仕様書、写真地図・位置情報ファイル、数値地形モデル(0.5mDSM)、精度管理表、メタデータ(JMP2.0 準拠)、品質評価表及び品質評価結果報告書

(コ)報告書

業務報告書、照査報告書、打ち合わせ記録、その他協議により必要とした資料

(サ)提案に基づく成果品等

2.3 費用の考え方

本業務にかかる費用を様式第4号(見積書)に明記すること。

(1)構築費用(初期費用)

- ・本システム導入にあたり必要な構築及び設定等に係る費用を全て記載すること。

(2)利用料(運用保守費用含む)

- ・本システムの運用保守費用を含む利用料金の年額費用を記載すること。

※構築費用及び利用料等の支払いについては、相手方からの正当請求書に基づき、請求があった日から30日以内一括(利用料等については全期間分)して支払いを行うものとする。

※運用保守期間中に、運用保守の継続が困難となった場合は、残期間分費用を精算し、市に返還するものとする。

(3)その他個別に適用する料金(見積書外の費用)

契約期間中に利用可能な有償オプションがある場合、契約条件や価格等を提案書に明記すること。

(4)本システムを利用する地方公共団体共通で対応すべき事項にかかる費用

- ・国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。

- ・追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、飯塚市と協議のうえ、承認を得ること。

3 業務要件

3.1 本システムの初期構築作業

3.1.1 全体計画

(1) 作業計画

本業務の内容及び業務量を把握したうえで、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、プロジェクト計画書にとりまとめるものとする。

(2) 資料収集整理

本業務での必要書類の収集整理を行い、飯塚市の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、電子データ化されている資料については電子データ(CSV、Shape 等)により貸与するものとする。

3.1.2 写真地図データ整備

航空機によりデジタル航空カメラを用いて飯塚市全域(213.96 km²)の航空写真撮影を行い、数値写真作成までの作業を行うものとする。

写真地図データ整備の作業内容は別紙2「写真地図データ整備要件」のとおりとする。

3.1.3 各種主題データ整備・調整

(1) 移行データ調整

- ・飯塚市が貸与する既存地図情報等を本システムに移行(搭載)するものとする。移行対象データは、電子データ(CSV、Shape 等)を飯塚市が受託者に提供する。
- ・移行対象データは別紙3「移行対象データ一覧」のとおりとする。

(2) 追加レイヤ整備

- ・受託者は、飯塚市が貸与する資料を基に本システムに搭載可能となるよう調整を行い、運用可能となるようデータを整備すること。なお、搭載データに対し、レイヤ設定(図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等)を行うこと。
- ・本システムに追加レイヤとして搭載するデータは以下を基本とするが、下記以外の追加データ整備については、飯塚市と受託者の協議のうえ決定するものとする。

図表2 追加レイヤ整備対象データ一覧

データ管理部門	対象データ	数量	提供資料(形式等)	データ整備方法
都市計画課	公園種類	300件	紙、Excel	既存資料よりデータ作成
教育総務課	小中学校スクールバス路線図	7路線	Excel	既存資料よりデータ作成
学校教育課	通学区域(学校区)	29学校区	Excel	既存資料よりデータ作成
総務課	選挙投票所	43箇所	KML	既存資料よりデータ作成

地域公共交通 対策課	停留所位置情報	150 箇所	KML	既存資料より データ作成
地域公共交通 対策課	エリアワゴン、コミュニティ バスの運行ルート	60 ルート	KML	既存資料より データ作成
環境整備課	市有墓地	230 箇所	紙	既存資料より データ作成
環境対策課	ごみ収集区域図	280 箇所	紙	既存資料より データ作成
情報管理課	広報配架場所一覧	30 箇所	Excel	アドレスマッ チング
まちづくり推 進課	自治会エリア図	270 箇所	紙	既存資料より データ作成

3.1.4 システム要件整理及び環境構築

(1)各課ヒアリングの実施

- ・各課へのヒアリングを実施し、各課における地理情報及び地図情報の保有状況、利用状況、要望を把握し、その結果を取りまとめるものとする。
- ・ヒアリングの対象は、原則として本システムの利用が想定されるすべての課を対象とする。なお、ヒアリングの結果、搭載可能と判断したデータについては本契約の範囲内で飯塚市と受託者の協議のうえ実施するものとする。

(2)システム要件整理・設計

- ・受託者は、本システムの構築に必要な要件について飯塚市と受託者の協議のうえ整理を行い、システム設計書として取りまとめるものとする。

図表 4 システム要件整理・設計項目一覧

項目	内容	対象システム	
		公開型 GIS	統合型 GIS
システム要件	制約条件、機能・非機能要件の整理を含む	○	○
アカウント構成	管理者ユーザ	○	○
	ユーザグループ	-	○
レイヤ要件	レイヤ構成	○	○
	ユーザグループ権限	-	○
TOP ページデザイン	-	○	○
公開コンテンツ・ テーマ	-	○	-
システム運用要件	-	○	○

(3)各種調達・設定

- ・受託者は、本システムの構築・運用に必要なソフトウェアに加え、サーバ及び周辺機器を以下のとおり調達するものとする。
- ・統合型 GIS については、飯塚市が指定するサーバラック内にすべての機器を收容し、サーバ室内でバックアップを実行すること。また、ラックへの收容作業は受託者が行うこと。
- ・調達にあたっては機器等の明細を飯塚市に対し、承諾を得るものとする。

図表 5 調達対象一覧

分類	項目	内容	数量
統合型 GIS	サーバ	筐 体：ラックマウント方式 容 量：1TB以上(SSD)、RAID5 メモリ：32GB以上 保 守：5年(オンサイト) ※30台程度の同時接続時においても、遅延なく使用できる程度のもの。	1台
	バックアップ装置	筐 体：ラックマウント方式 容 量：4TB以上 保 守：5年(オンサイト)	1台
	無停電電源装置	筐 体：ラックマウント方式 出力容量：750VA以上 保 守：5年(オンサイト)	1台
	住宅地図ライセンス	ライセンス：同時接続数 50 利 用：5年	1式

・クライアント環境は、現行稼働している職員端末を使用するものとする。

図表 6 現行稼働している職員端末の例

種別	細別	内容
使用端末の例	CPU	Intel 第 10 世代 Core i5 10210U プロセッサー以降
	メモリ	4GB～8GB
	OS	Windows10 Pro 64bit版 Windows11 Pro 64bit版
	ストレージ	SSD 128GB～256GB
	ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome

(4)システム環境設定

・受託者は、飯塚市と協議のうえ、本システムの以下の環境を設定するものとする。

図表 7 システム環境設定項目一覧

項目	内容
レイヤ設定	図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等
ユーザグループ設定	管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等
図形レイヤ・属性テーブル権限設定	表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等
データベース設定	検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等
公開型 GIS と統合型 GIS の連携設定	統合型 GIS に搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型 GIS に反映させるための設定

3.1.5 ネットワークや端末設定等の利用環境の整備

受託者は、飯塚市と協議のうえ、システムを利用するためネットワークや端末設定等の確認を行ったうえで、必要な調整を実施すること。また、構築したシステム環境を本番環境にセットアップするものとする。

3.1.6 ネットワーク環境

統合型 GIS のネットワーク環境は LGWAN 接続系とすること。クライアントパソコンが利用する LGWAN 接続系のネットワークの回線速度は以下のとおり。

- ・ 庁内：1Gbps
- ・ 本庁－出先間：1Gbps

LGWAN 上の通信経路においては暗号化を行うこと。受託者は飯塚市と協議により、飯塚市の通信環境に対応すること。

3.2 本システムの提供

3.2.1 基本要件

別紙4「公開型GIS機能要件等一覧」及び別紙5「統合型GIS機能要件一覧」の「基本要件」にて提示する。

3.2.2 機能要件

別紙4「公開型GIS機能要件等一覧」及び別紙5「統合型GIS機能要件一覧」の「機能要件」にて提示する。

3.2.3 非機能要件

- (1)別紙 6「公開型 GIS 非機能要件一覧」※1 において、公開型 GIS(サービス)に求める可用性や性能・拡張性、運用保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2)受託者とは「公開型 GIS 非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意したうえで、サービス利用契約を締結する。
- (3)SLA に係る項目※2 については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合、受託者に対して改善策の報告を求めることができる。なお、SLA に関する項目の要求水準値は、必要に応じ、飯塚市と受託者が協議して見直すことができるものとする。
- (4)その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受託者に対し改善策の報告を求めることができる。

※1 別紙5「公開型GIS非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート(地方公共団体版)業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。
(https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html)

※2 「SLAに係る項目」は次の項目とする。

- ・ 「可用性」－「継続性」のうち、「RTO(目標復旧時間)」及び「稼働率」
- ・ 「性能・拡張性」－「性能目標値」の各項目

3.3 運用保守

3.3.1 運用保守体制

- (1)本サービス(システム)は、61 箇月の利用を前提としており、利用中の運用保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2)職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
 - ・電話での問い合わせ：平日の午前9時から午後5時15分まで
 - ・メールでの問い合わせ：常時(住民等サービス利用者からの問い合わせ窓口を準備できることが望ましい。)
- (3)問い合わせ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受託者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4)運用保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

3.3.2 運用保守実施内容

(1)問い合わせ対応

- ・職員からの運用に関する問い合わせに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
- ・問い合わせ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求及び追加機能要求を把握すること。

(2)障害対応

- ・障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受託者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
- ・障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
- ・障害発生時の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
- ・重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
- ・導入した本システムにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、運用担当者との協力し、対応及び原因究明を行うこと。

(3)システム保守

- ・受託者は、導入した本システムの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
- ・導入した本システムに関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得たうえで実施すること。
- ・導入した本システムで使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適

応の必要性を判断し、運用担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。

(4)その他

- ・問い合わせ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- ・その他運用保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

4 プロジェクト体制

受託者は、本仕様書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだプロジェクト計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下のとおりとする。

図表 8 品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	プロジェクト計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
品質管理	プロジェクト計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受託者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、飯塚市に報告すること。
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受託者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、飯塚市と協議のうえ、対応方針を確定すること。

図表 9 要員スキル要件

役割	要求するスキル	スキルの詳細
主任技術者	プロジェクト管理能力を有する者	プロジェクト実施計画を策定し、本システムの設計・開発、テスト、本システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること。
照査技術者	品質管理能力を有する者	受託者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること。
担当技術者	導入サービスに関する専門知識を有する者	導入するソフトウェア(OS、ミドルウェア含む。)に関する専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること。
	本システム導入業務に関する知識を有する者	本件のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること。

本業務における配置技術者の要件は、以下のとおりとする。なお、主任技術者と照査技術者及び担当技術者を兼務することはできない。

図表 10 その他資格・実績等要件一覧

役割	資格・実績内容
主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・「測量士」の資格を有する者 ・過去5年以内に官公庁において、公開型 GIS 構築業務及び統合型 GIS 構築業務の実績を有している者 ※福岡県内の事業所に在籍している技術者であり、受託者に直接雇用されている者
照査技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者 ・過去5年以内に官公庁において、公開型 GIS 構築業務及び統合型 GIS 構築業務の実績を有している者 ・受託者に直接雇用されている者
担当技術者 (写真測量)	以下の要件に該当する技術者を1名以上配置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・「測量士」の資格を有する者 ・「地理空間情報専門技術者(写真測量専門技術1級若しくは2級)」の資格を有する者 ・過去5年以内に官公庁において、航空写真撮影業務の実績を有している者 ・受託者に直接雇用されている者

5 会議体運営

受託者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催すること。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議(Zoom)等を利用する想定であるが、詳細は飯塚市と協議のうえ決定すること。

各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

6 研修

本システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は受託者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、以下のとおりとする。

図表 11 研修要件

項目	研修内容
本システムの概要説明	本システムの概要・背景等を説明すること。
本システムの操作説明	本システムの操作説明をすること。操作説明の際は、飯塚市の運用に合わせた操作マニュアル(管理者用・利用者用の両方)を準備すること。
運用保守の説明	本システムの運用保守に関する必要事項等を説明すること。

7 テスト

7.1 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、飯塚市用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

7.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

7.3 テストに係る要件

7.3.1 受託者が実施するテスト

- (1)受託者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2)受託者はテストの実施に必要な飯塚市担当者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3)テストスケジュールは、飯塚市担当者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4)テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに飯塚市担当者に報告すること。
- (5)各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6)テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、飯塚市に報告すること。
- (7)テストデータは、原則として受託者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8)テストに特別な環境が必要な場合は、受託者の負担と責任において準備すること。
- (9)テストに必要な端末等は、飯塚市所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受託者の責任において実施すること。

7.3.2 飯塚市職員が主体となって実施するテスト

- (1)テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- (2)テストの実施にあたり、飯塚市の求めに応じてサポートすること。
- (3)可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4)テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5)テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し、飯塚市の承認を得ること。

8 スケジュール

8.1 サービス開始日(本システム本稼働日)

令和8年3月1日

8.2 作業スケジュール

(1)スケジュール

- ・提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで(サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間まで)のスケジュール(案)を作業工程等が分かるよう詳細に示すこと。
- ・具体的なスケジュールについては、飯塚市との当該業務の契約締結時までに協議の

うえ決定する。

- ・飯塚市が現時点で想定するシステム構築スケジュールは以下のとおり。

図表 12 システム構築スケジュール

項目	令和7年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テストサイト構築	■	■	■	■	■			
テスト						■		
仮稼働							■	
本稼働								■
<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結 : 7月下旬 ・テストサイト構築 : 8月上旬～12月下旬(各課ヒアリング、航空写真撮影) ・テスト実施 : 1月上旬～1月下旬 ・仮稼働 : 2月上旬～2月下旬 ・本稼働 : 3月1日～ 								

(2)作業工程等

スケジュール(案)で示した作業工程について、その内容や役割分担等について記載すること。

(3)留意事項

- ・本システムの本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。
- ・テスト終了後には仮稼働を実施するものとする。仮稼働期間は令和8年2月の概ね1箇月を想定している。

9 その他

9.1 更新データの搭載支援

- (1)受託者は、運用期間中に更新された以下のデータを本システムに反映する。
- (2)本業務で対象となるデータ、回数及び対象システムは以下のとおりとする。なお、道路台帳補正等のデータ修正作業は、本業務に含まない。

図表 13 更新対象データ一覧

項目	回数(更新周期)	内容
道路台帳	5回 (1回/年)	業務委託により更新したデータを提供 (認定路線網図、道路台帳図及び関連するデータ)
地番図 上水道台帳 下水道台帳	5回 (1回/年)	業務委託により更新したデータを提供
航空写真	1回	業務委託により更新したデータを提供
住宅地図	2回/5年	住宅地図リリースのタイミングで速やかに更新すること
都市計画	適宜	立地適正化含む

9.2 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理しなければならない。

飯塚市は、受託者に対し本業務に必要と認められる以下の資料を貸与する。

- ・ 既存の個別 GIS データ
- ・ 整備対象データに関する資料
- ・ その他、飯塚市が必要と認める資料

受託者は責任をもって資料を保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないよう取り扱いには細心の注意を払うこと。

9.3 機密保護・個人情報保護

- (1)本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を飯塚市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2)本業務の遂行のために飯塚市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに飯塚市に返却すること。
- (3)本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4)本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5)受託者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報(貸与資料等)に対してのセキュリティ管理の徹底を保証するため、以下の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出するものとする。なお、取得していない資格がある場合は業務開始時までに取り得るものとする。
 - ・ JISQ9001(IS09001)品質マネジメントシステム
 - ・ JISQ14001(IS014001)環境マネジメントシステム
 - ・ JISQ15001(IS015001)個人情報保護マネジメントシステムまたはプライバシーマーク
 - ・ JISQ27001(IS0/IEC27001)情報セキュリティマネジメントシステム
 - ・ JIP-ISMS517-1.0(IS0/IEC27017)ISMS クラウドセキュリティ
- (6)受託者は、本業務実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに飯塚市に報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、すべて受託者の責任において処理するものとする。

9.4 不適合責任

- (1)本システム本運用開始後 1 年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計ミスによる不良及び不具合が判明した場合において、飯塚市が改良を請求したときは、飯塚市と協議のうえ、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2)本システムを運用するうえで必要な情報の提供に努め、飯塚市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3)受託者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。

9.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを飯塚市に無償で引き継ぐこと。データ形式は CSV、Shape 等を基本とし、飯塚市と協議のうえ決定する。受託者は、引継ぎの完了を飯塚市が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い、飯塚市に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、飯塚市に別途請求しないこと。

9.6 法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

(1) 国等で定められた法・ガイドライン

- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)
- ・ 国土交通省国土地理院「空間データ製品仕様書作成マニュアル令和 2 年 11 月改正」
- ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準第 2 版(JSGI2.0)」
- ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014」
- ・ 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)
- ・ 測量法第 34 条で定める作業規程の準則
- ・ 地理空間情報活用推進基本法(平成 18 年法律第 63 号)
- ・ 都市計画法(昭和 43 年法律第 101 号)
- ・ その他関係法令等

(2) 飯塚市が定める条例・セキュリティポリシー等

- ・ 飯塚市情報セキュリティポリシー
- ・ 飯塚市公共測量作業規程
- ・ 飯塚市情報公開条例
- ・ 飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 飯塚市会計規則
- ・ その他関係条例等

9.7 著作権に関する留意事項

第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

9.8 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項(仕様変更、機能追加等)で協議の必要がある場合は、飯塚市と協議を行うこと。

9.9 完了検査

本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、主任技術者立会の上、飯塚市の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、飯塚市の指示

に従い、受託者は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

9.10 提出書類

受託者は、業務の着手にあたり予め以下の書類を飯塚市に提出し、受領・承認を経なければならない。

- ・業務予定表
- ・主任技術者届、照査技術者届、担当技術者届
- ・経歴書
- ・プロジェクト計画書

プロジェクト計画書は、計画、時期、方法、作業体制、使用機器等詳細に立案すること。なお、各技術者は、資格証の写しを添付すること。

受託者は、作業の進捗状況を飯塚市にその都度書面又は電子メールにより報告するとともに、作業月報を提出する。

9.11 成果品の帰属

受託者は、本業務で得られた成果品及び中間成果品の著作権、ならびに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を飯塚市に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。

別紙1 システムの全体構成

システムの全体構成

(1)本業務における調達範囲

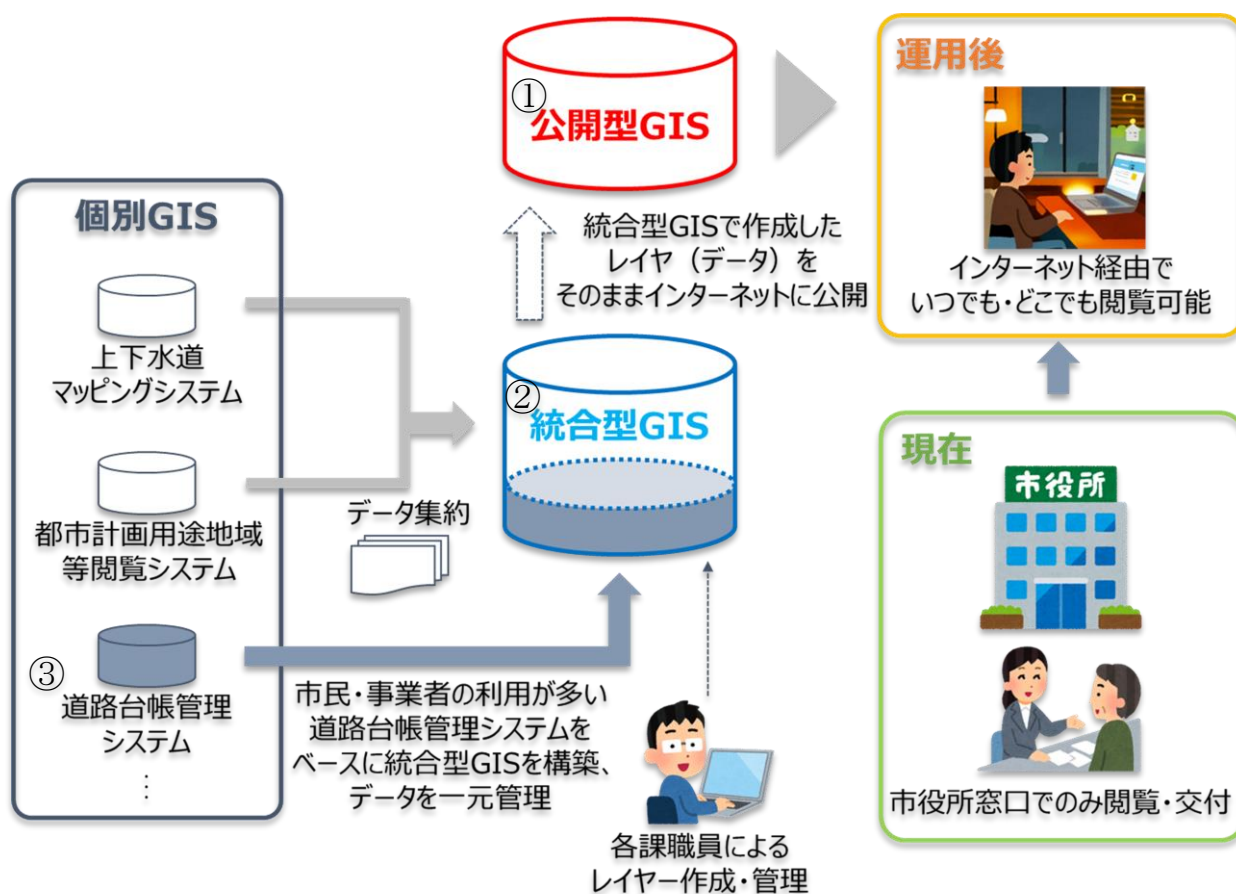
本システムは以下により構成されるものとする。

- ①公開型 GIS：インターネット SaaS 方式の市民・事業者向け GIS
- ②統合型 GIS：オンプレミス方式(LGWAN 回線)の職員向け GIS

図表 14 本業務における調達範囲

分類	項目	本業務での対応
調達範囲	①公開型 GIS	新規システム導入
	②統合型 GIS	新規システム導入
	③道路台帳システム	②に統合
調達対象外	④上下水道マッピングシステム	②へデータ提供
	⑤都市計画用途地域等閲覧システム	②へデータ提供
	⑥その他各課保有の地図情報システム	②へデータ提供

図表 15 システムの全体像



別紙2 写真地図データ整備要件

写真地図データ整備要件

(1) 写真地図データ整備概要

航空機によりデジタル航空カメラを用いて飯塚市全域(213.96k m²)の撮影を行い、数値写真作成までの作業を行う。

本作業は、国土交通省「公共測量作業規程(準則)」に準拠して行うものとするが、細部の要件、作業項目及び数量は以下のとおりとする。

図表 16 写真地図データ整備の概要(作業項目及び数量)

分類	項目	数量
航空写真撮影	撮影計画	213.96k m ²
	GNSS/IMU 計算	800 枚程度
	数値写真作成	800 枚程度
標定点測量及び同時調整	標定点測量	9 点
	同時調整	213.96k m ²
写真地図作成	作業計画	213.96k m ²
	数値地形モデル作成(写真使用)	213.96k m ²
	オルソ画像作成	213.96k m ²
	成果等整理	213.96k m ²
品質評価等	品質評価	1 式
	成果検定	1 式

(2) 航空写真撮影

写真地図作成用として航空写真撮影はデジタル(カラー)撮影とし、以下を満たす条件とする。

図表 17 航空写真撮影の要求仕様

地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	地上画素寸法	重複度	
			オーバーラップ	サイドラップ
1000	1.0m以内	12.5 cm以内	60%以上	30%以上

(3) 写真地図作成

撮影した成果を基に写真地図データを作成し、精度は以下を標準とする。

図表 18 写真地図作成の要求仕様

地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	地上画素寸法	数値地形モデル	
			グリッド間隔	標高点(標準偏差)
1000	1.0m以内	12.5 cm以内	10.0m以内	0.5m以内

(4) 品質評価

①「撮影製品仕様書」及び「写真地図製品仕様書」で規定するデータ品質を満たしているか品質評価手順に基づき評価を行うこと。

- ②品質評価結果により、指摘された事項については、データの再確認を実施し、誤り等を訂正し、再提出を行うものとする。訂正できない場合には、再撮影等も含む作業を受託者の責任で実施すること。
- ③「品質評価結果報告書」としてとりまとめ、提出する。

(5)成果検定

受託者は、空中写真及び写真地図について、国土地理院の検定機関名簿に登録された機関の検定を受けることとし、同機関の発行する検定証明書及び測量成果品検定記録書(品質管理図を含む)を成果納入時に提出しなければならない。

検定箇所については、建物の倒れ込み距離と傾斜等段差の大きい箇所を基準に委託すること。

(6)その他留意事項

撮影は、次項に挙げる条件を満たして実施すること。

- ①「撮影製品仕様書」及び「写真地図製品仕様書」を整備すること。
- ②撮影区域内を完全にカバーするため、撮影を行うコースの始めと終わりの区域外に最低1モデル以上の撮影を行うこと。
- ③撮影時期は11月末までに完了することとし、時間帯はおおよそ10:00~14:00の間で気象条件等が良好な時間帯に撮影を行うこと。
- ④撮影地区名、計画撮影高度及び撮影年月日を記録すること。
- ⑤撮影した写真地図データの納品は令和7年12月28日までとする。

(7)公共測量の手続き

受託者は、測量法に基づく第30条(測量成果の使用)、第36条(計画書についての助言)、第40条(測量成果の提出)等の公共測量の諸手続きを遅延なく処理するものとする。また、国土地理院から指示のあった助言等については、本業務に反映させること。

(8)土地への立ち入り等

- ①受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、飯塚市及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能になった場合には、直ちに飯塚市に報告し指示を受けなければならない。
- ②受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ飯塚市の許可を受けること。
- ③受託者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を飯塚市に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

別紙3 移行対象データ一覧

移行対象データ一覧

本事業で構築するシステムへ現行システムの道路台帳管理システムに搭載されたデータから移行対象データは、以下のとおりとする。

図表 19 移行対象データ一覧

番号	種類	データ形式	備考
1	航空写真	TIFF(GeoTIFF)	平成 24、30 年度
2	都市計画基本図(白地図)	Shape(DM)	
3	都市計画図	Shape	
4	都市計画基礎調査情報	Shape	
5	道路台帳網図	Shape	
6	道路台帳平面図	Shape	
7	農林振興地域	Shape	
8	埋蔵文化財	Shape	
9	公共施設・跡地	Shape	
10	建築基準法上の道路判定	Shape	
11	犯罪発生地域	Shape	
12	ハザードマップ	Shape	
13	開発許可実績	Shape	
14	上水道台帳	Shape	
15	下水道台帳	Shape	
16	財産台帳	Shape	
17	急傾斜地崩壊危険区域	Shape	
18	砂防指定地	Shape	
19	地すべり防止区域	Shape	
20	保安林	Shape	
21	防犯灯	Shape	
22	消防水利	Shape	
23	防災行政無線	Shape	
24	自治会区域	Shape	
25	停留所位置	Shape	
26	エリアワゴン、コミュニティバスの運行ルート	Shape	
27	地域計画	Shape	
28	地盤調査結果	Shape	
29	選挙ポスター掲示場位置	Shape	
30	投票所位置	Shape	
31	通学路	Shape	
32	路線価	Shape	
33	駅	Shape	
34	空き家	Shape	
35	地番図	Shape	
36	道路台帳管理システムその他メモレイヤー	Shape	

(道路台帳管理システムレイヤ数 358、610GB 令和 7 年 3 月 31 日現在)